

訪問型サービス(基準緩和型): サービスコード表 【生活援助等中心とした基準を緩和したサービス】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(基準緩和)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 888単位	888	1月につき
A2	1124	訪問型独自サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	799	
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 29単位	29	1日につき
A2	2124	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	26	
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(基準緩和)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 1,764単位	1,764	1月につき
A2	1224	訪問型独自サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,588	
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 58単位	58	1日につき
A2	2224	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	52	
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(基準緩和)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 2,803単位	2,803	1月につき
A2	1334	訪問型独自サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,523	
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 92単位	92	1日につき
A2	2334	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	83	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上加算(Ⅰ) 100単位加算	100	
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算		(2)生活機能向上加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		